

令和4年第2回

福生病院企業団議会議定例会會議録

令和4年11月28日(月)



8 職務のため出席した構成市町職員の氏名

福生市福祉保健部参事兼健康課長事務取扱

瀬谷 次子

羽村市福祉健康部長

野村由紀子

羽村市健康課長

小山 和英

瑞穂町健康課長

工藤 洋介

令和4年第2回福生病院企業団議会定例会議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- (企業長挨拶)
- 日 程 第 3 一般質問
- 日 程 第 4 議案第4号 令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の  
処分及び決算の認定について
- 日 程 第 5 議案第5号 福生病院企業団病院事業の剰余金の処分等に関する条例
- 日 程 第 6 議案第6号 福生病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日 程 第 7 諸報告

午後1時00分 開会

○議長（大塚あかね君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和4年第2回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、8番武藤政義議員から欠席の届出が提出されております。よって、ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

また、福生病院企業団から施設用度課長の欠席が報告されておりますので、ご承知おきください。

これより、令和4年第2回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を得てからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をお願い申し上げます。

---

○議長（大塚あかね君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第95条の規定により、議長において、9番山崎貴裕議員並びに1番榎本義輝議員を指名いたします。

---

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

○議長（大塚あかね君） この際、企業長から発言の申出がございますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、病院運営に対しましても、日頃からご理解、ご協力を賜り、感謝いたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、本年7月以来の第7波では、全国各地で過去最高の患者数を記録いたしました。当院におきましても、コロナ対応病床の稼働率が100%に達する日が続いた上に、多くの職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことで、限られた職員での対応を余儀なくされました。残された職員も疲弊した状況が続くなど、改めて新型コロナウイルス感染症による医療の逼迫を感じさせられた次第でございます。

また、ウクライナ情勢や円安の長期化の影響により、食材料費や光熱水費の高騰が続いております。当院におきましても大きな打撃となっており、光熱水費の対前年度比では約 1.5 倍以上にも膨れ上がっております。職員には節電の徹底を呼びかけ、患者負担のないよう心がけてはおりますが、経費負担は増加し続けております。24 時間、365 日稼働している医療機関を継続していく上で電気は欠かせません。地域医療の継続のためにも、国、東京都などへの働きかけなど、皆様方のご支援を賜りたく存じます。よろしくごお願い申し上げます。

その他といたしましては、コロナ禍により延期されていた「公立病院経営強化ガイドライン」が総務省から示され、公立病院の経営強化、持続可能な地域医療提供体制の確保、新興感染症の感染拡大時の対応などを盛り込んだ「公立病院経営強化プラン」を、令和 5 年度末までに策定するよう指示がございました。当院では、「公立福生病院経営強化プラン」と称したものを、来年 1 月を目途に策定し、2 月の議会にお示しできるよう進めております。

次に、令和 3 年度の決算につきまして若干ご報告をさせていただきますと、24 億 1,727 万 7,502 円の純利益となりました。この利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により医業収益が減少した一方で、国や東京都などからの補助金が受けられたことによるものです。

なお、本日ご審議いただきます案件は、「令和 3 年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」ほか 2 件の計 3 件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくごお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） ありがとうございます。

以上で、企業長の発言は終わりました。

---

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第 3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、発言を許します。

7 番堀雄一朗議員。

○7 番（堀 雄一朗君） それでは、一般質問をさせていただきます。

1 項目め、新型コロナウイルス感染症対応による病院経営計画への影響等について伺います。

11 月 1 日に開催されました「第 16 回地域医療政策セミナー」に出席しましたところ、COVID-19 患者の診療にあたった多くの重点医療機関では、「病床確保に係る補助金や人件費に係る補助金等」が交付された結果、経常収支比率が一時的に改善しているとの報告がされていまして、当院での影響をお伺いします。

また、2 月の当議会の一般質問で、福生病院では、総務省からの「公立病院改革ガイドライン」の提示が遅れていたことから、経営計画の策定に遅れが生じているとお聞きしていました。その後の状況をお伺いします。

今、企業長から既に、ご挨拶をいただいた中で答弁を頂いてしまったような感じもし

ましたけれども、事前に通告していますので、聞かせていただきます。

1点目は、COVID-19の病床確保に係る補助金や人件費に係る補助金等の病院経営計画への影響について伺います。

2点目は、総務省からの提示が遅れていたというもの、公立病院改革ガイドラインに代わる持続可能な地域医療提供体制を確保するための「公立病院経営強化ガイドライン」というものが出されていると伺いました。これに基づく「公立病院経営強化プラン」の策定状況について伺います。

3点目、2月に一般質問いたしました「医療機器等の更新計画」「病院施設の維持管理計画」につきましては、改革プランの策定時に計画を定めると答弁いただいております。策定の進捗状況を伺います。

2項目め、介助を要する外来患者への対応について質問させていただきます。

介護保険では、通院介助を必要とする方が通院される際、通院等乗降介助というサービスを利用されますが、原則として「病院内での介助は院内スタッフが対応する」とお聞きしています。診察の待ち時間などもあります。通院等で介助が必要な方、院内の移動等にサポートを要する高齢者等が来院した際の対応について伺います。

1点目として、介助等が必要な外来患者への対応状況について伺います。

2点目として、介助等が必要な方への案内の充実についての所見を伺います。

以上、質問させていただきます。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 堀雄一朗議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、「新型コロナウイルス感染症対応による病院経営計画への影響等について」の1点目、「COVID-19の病床確保に係る補助金や人件費に係る補助金等の病院経営への影響について」でございます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金や支援金でございますが、その主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応をしている病院への病床確保料などの補填財源、コロナ患者に対応する職員への危険手当などの人件費や、診療に要する医療機器などの購入分、患者の受入れに対する謝礼金などでございます。

令和3年度の補助金などの総額は、33億4,800万7,860円でございます。

構成市町の首長はじめ企業団議員の皆様のご支援、ご協力に感謝いたします。

次に、補助金等の病院経営への影響についてでございます。

令和3年度の決算は、この補助金などを受けられたことによって約24億円の当期純利益を計上し、累積していた欠損金も全て解消され、当年度未処分利益剰余金として約8億6,000万円を計上してございますので、当院の財政は一時的に改善している状況でございます。

一方、当院の病院経営に係る喫緊の課題といたしまして、平成20年の新病院建設から数えますと14年以上経過してございます。空調設備など、故障した場合には患者の生命を脅かすものもございしますが、施設の維持管理には相応の経費が必要となります。

したがって、今回の当年度未処分利益剰余金を建設改良積立金へと積立て、計画

的な施設の予防保全、長寿命化に活用してまいりたいと考えております。

次に、2点目「公立病院経営強化プラン」の策定状況についてでございます。

先ほど申しましたけれども、総務省から、コロナ禍により延期されておりました「公立病院改革ガイドライン」に替わるものとして、令和4年3月に「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、公立病院の経営強化、持続可能な地域医療提供体制の確保、新興感染症の感染拡大時の対応などを盛り込んだ「公立病院経営強化プラン」を令和5年度末までに策定するよう指示がございました。

当院では、本年6月に、公立福生病院経営強化プラン策定及び実行支援等業務受託者を選定し、来年1月を目途にプランを完成させ、2月の議会定例会でお示しできるよう進めております。

3点目の「医療機器等の更新計画」「病院施設の維持管理計画」の進捗状況についてでございます。

まず、「医療機器等の更新計画」についてでございますが、機器の更新は、医療の質を確保し、病院収益を得るための投資であり、病院経営の効率化の観点からも、老朽化した機器の更新は必要不可欠なものでございます。

しかしながら、医療技術の進歩などに伴い、稼働率が低下した機器等については、予算計上時などに、更新可否について院内での検討を行い、経営強化プランによる病院経営の方向性に沿った医療機器の更新計画を定め、行ってまいります。

次に、「病院施設の維持管理計画」についてでございます。

初めに、国は、公共施設の維持管理について、平成24年12月、中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板崩落事故を契機に、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」を発足させ、インフラ長寿命化基本計画を策定しました。これを受け、厚生労働省においては、病院施設の維持管理計画について、公立病院等に対し、「インフラ長寿命化計画策定ガイドライン」を各施設の管理者に示し、インフラの個別施設計画の策定を要請しております。

当院の対応といたしましては、一般的に新築から10年間は大きなトラブル等もないことから、経営改革プラン及び内部基礎資料を基に老朽化に対応した修繕を実施してまいりましたが、これまでの間、特定建築物の定期検査報告等で大きな指摘はなされておられません。また、施設を一時的に停止させるような事態も一度も発生させておりません。

しかしながら、一方で、新病院竣工から14年が経過しております。空調設備など故障した場合には、患者の生命に関わるため、予防保全を柱とした対応が必要と考えております。

そこで、当院は、令和5年度に国のガイドラインに基づき、仮称ですが、「公立福生病院インフラ長寿命化計画」の策定を考えております。

事後保全から予防保全の施設管理により、病院機能の保持、修繕費用の抑制、平準化を図り、患者さんが安全で安心できる公立病院として、施設の維持管理に努めてまいります。

次に、2項目め、「介助を必要とする外来患者への対応について」の1点目、「介助

等が必要な外来患者への対応状況について」でございます。

当院は、基本理念でございます「患者さんに信頼され親しまれる病院」をモットーに医療サービス及び利便性の向上を図るため、現在、正面玄関を入り、患者さんが立ち寄りやすい場所に「総合案内」を設置しております。

ここでは、院内のご案内はもとより、軽微な質問等への対応を行い、外来患者及び家族の不安等を和らげることができるよう努めておりますが、より専門的知識に裏づけられた支援を行えるよう、2名のうち1名は看護師を配置しております。

ご質問の院内での移動等でございますが、診察待ち時間に終始付き添うことは人員配置上難しいところでございますが、来院時のストレッチャーや車椅子への介助、各外来や検査ブースなどへの移動など、サポートが必要な方の介助につきましては、この総合案内の看護師が担当しております。

しかしながら、介助に時間を要するなど人手が足りない場合には、総合案内に隣接する患者支援センターの看護師や外来看護師が連携し、対応できる体制を取っております。

2点目、「介助等が必要な方への案内の充実について」でございます。

現在のところは、当院スタッフにより、介助が必要と思われる方には積極的に声をかけていただいております。また、患者・家族からの介助依頼のお申出があった場合、まずは、お一人では診察時に医師との意思疎通が困難な方については、ご家族や入所施設等のスタッフの付添いをお願いしておりますが、患者さんそれぞれに様々な事情がございますので、来院の際に不安がある場合は、当院の担当にご相談いただけるよう、今後、より一層の案内の充実を図ってまいります。

具体的には、当院ホームページ上に「介助が必要な時には総合案内にご相談ください」といった案内を掲載する。また、当院患者支援センタースタッフと地域の介護事業者との会合の際に、上記サポートを実施していることをお知らせするなど、誰もが安心して受診していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 答弁ありがとうございました。

1項目めの1点目のCOVID-19の病床確保に係る補助金や人件費に係る補助金等の病院経営の影響について、補助金は相当額あるのではないかと、いろんな報道等を通して私は見込んでおりましたが、令和3年度は約33億4,800万円もの補助金があったということでした。多くの患者を受入れ、未知の感染症に対して、肉体的、精神的に過酷な状況下で身を挺して対応いただいた結果、頂いたものと存じます。

先ほど、企業長のご挨拶の中では、第7波でも大変な状況ですということもあったというお話もありまして、今現在もまた大変な対応をされているのかと存じますけれども、ここには本当に感謝を申し上げます。

また、世間のほうはすっかり通常モードに見えていますけれども、そういう中でもそうになっているということを今回お聞きして、また改めてしっかりと議会でも伝えていかなくてはいけないなと感じた次第です。

累積していた欠損金は全て解消され、当年度未処分利益剰余金として約8億6,000万円が出たとのことですが、こちらは決算審査に関わる内容かと存じますので、後ほど確認させていただきます。

当院の財政は一時的に改善しているとのことですが、令和4年度は執行途中ではございますけれども、COVID-19の病床確保に係る補助金や人件費に係る補助金等を、令和4年度についてはどう見込まれているのか、現時点でのお話について再質問させていただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、堀議員のご質問にお答えいたします。

令和4年度の補助金の見込みでございますが、令和4年度の当初予算では8億828万7,000円と見込んでおりました。

この内訳でございますが、主なものは病床確保に対する補助事業で、令和3年度から引き続き半年間のみ継続されることとして見込んだものでございます。その後、令和4年度に入り、国や東京都から正式な通知がございまして、おおむね令和3年度と同じ内容の補助事業が令和4年度末まで継続されることとなりました。

9月末現在の収入の状況でございますが、東京都から7億5,107万円の補助を概算で受けております。この金額の多くは、半期分の概算額でございますので、これらを単純に倍にした場合の年間の補助総額は15億円程度となる見込みでございます。

なお、令和3年度と比較して令和4年度が半額程度の見込みとなっておりますが、この主な要因は、病床確保料の差によるものでございまして、令和3年度のときには、患者数と重症患者が急激に増えたことに伴い、コロナ病棟の看護配置を手厚くしたことによる補助額の増加、また、コロナ患者が減少傾向になったときに、東京都での感染レベルの引き下げがなかなか行われず、空床数が多かったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 分かりました。今の令和4年については途中経過ということですから、承知しました。一定額は見えている状況というのも分かりました。

しかしながら、ずっとこの先、分からないかなと私は思いますけれども、どちらかといいますと、令和4年度については少し、報道によりますと絞っていくようなお話があったものですから、ちょっと聞かせていただいたところでございます。

では、2点目の公立病院経営強化プランは、明年の議会でお示しいただけるということで、できるだけ早く進めていращやるということが分かりましたので、承知いたしました。

3点目の医療機器等更新計画、病院施設の維持管理計画の進捗状況について、答弁いただいた内容では、経営強化プランの策定を、施設整備につきましては公立福生病院インフラ長寿命化計画を作成されるとのこと。こちらについては、今、答弁いただきましたけれども、やはりどちらかという、医療機器や先生方や職員の方がどうしても大事なので、そちらを優先していくべきだと思うんですけども、建物そういったもの

も見逃してはならないことですので、計画を練ってしっかり進めていただけたということとは大事かと存じます。

一方で、医療機器等の更新計画につきましては、病院経営の方向性に沿った医療機器の更新計画を定めていくとのことでしたが、これはどのような計画の策定というふうになっているのかについては、施設のほうとはちょっと違って、内容、こういうものを買いますみたいな形には聞こえなかったもので、ちょっとお聞きしてみたいと思います。どのようにされるのでしょうか。

○議長（大塚あかね君） 中岡事務長。

○事務長（中岡保彦君） それでは、医療機器の更新に関する再質問にお答えをいたします。

医療機器の更新計画については、令和5年度からの経営強化プランの中で策定してまいります。今後、更新に当たっては、単なるサポートエンドを迎えたために更新を行うということではなく、先ほどの企業長の答弁にもございましたが、機器の稼働率、収益の貢献度や機器の延命化、集約化などを総合的に検討するとともに、一方で、日進月歩で進むデジタル、AI技術等への対応など、病院経営の方向性に沿った医療機器の更新を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 分かりました。

医療機器につきましては、あまり事細かに私が聞いても内容も分からないということもありますので、あれなんですけれども、やはり総額が大体どのぐらいなのかということについては、構成市町の一自治体として見当をつけておきたいので、またその中でお示しいただければと思います。

医療機器更新計画については、経営強化プランの中で一定程度示していただけたということで、承知をいたしました。1項目めについては終わります。

では、2項目めについてですけれども、1点目の介助を要する外来患者への対応については、これは住民のほうでは十分には理解されていないと思い、質問をいたしました。

現在、総合窓口でご対応をいただいている内容を聞き、今聞きまして、看護師さんも配置されているということで、このことは、改めて私は知りました。

今回お聞きした中では、やはり長時間にわたって対応していただいたという患者さんご家族のお話で、非常に迷惑をかけたということで、ご心配がありまして、何とかならないんでしょうかと。要するに、病院に迷惑をかけたといって、市のほうで何かできることはないでしょうかというお問い合わせがあったことから、改めてお聞きしているところです。

窓口で対応し切れない分については、またサポートされているということで、患者相談センターですかね、そういったところでの連携で、患者支援センターでされているということですが、一般的にこういった窓口対応等で最近あまり、あまりというか、基本的に苦情というものを私は聞かないんですね。そういった点では、よくやられてい

るんじゃないかなと想像だけはしているところだったんですけども、全くそういった苦情がないということが普通は考えられないので、逆に相当なご苦勞をされているんじゃないかなというふうに感じていた次第でした。

それから、2点目ですね。

○議長（大塚あかね君） 堀議員、1点目はいいんですね。

○7番（堀 雄一郎君） 質問はありません。

○議長（大塚あかね君） では、2項目めに移ってください。

○7番（堀 雄一郎君） 2点目につきましては、ホームページ上に「介助が必要なときには総合案内にてご相談ください」といった案内をいただけるということで、また、患者支援センタースタッフと介護事業者との会合でも、上記のサポートを実施していることについてはお話ししてくださるということでしたので、こちらをしていただければと思います。

介助を必要とされる患者さんと家族が相談しやすくなるということは、非常に患者さんに信頼され、親しまれる病院というモットー、掲げられている方向性に一致するものだと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（大塚あかね君） 次に、4番秋山義徳議員。

○4番（秋山義徳君） それでは、通告に従いまして1項目質問させていただきます。

質問は、「緊急医療救護所設置訓練について」です。

先日、11月5日に福生病院にて、病院スタッフ、福生市、羽村市、瑞穂町の職員、医師会など関係者が一堂に集い、緊急医療救護所設置訓練が行われました。このような大規模な訓練は西多摩で初めてのことと聞いています。私も見学させていただきましたが、これだけの大規模な訓練を行うための関係者の皆様の調整とご労苦に心から敬意を表します。災害は、いつ起こるか分かりません。こうしたふだんからの準備が災害時のスムーズな運営に必要だということを実感いたしました。そこで今回の訓練について質問いたします。

(1) 今回の訓練実施に至った背景・経緯について伺います。

(2) 訓練の内容はどのようなものだったのでしょうか。

(3) 訓練の中で気づいたことや、参加者からの意見はどのようなものがあったのでしょうか。

(4) 今後、訓練はどのように実施されていくのでしょうか。

質問は以上です。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） ありがとうございます。秋山義徳議員のご質問にお答えいたします。

「緊急医療救護所設置訓練について」の1点目、「今回の訓練実施に至った背景・経緯について」でございます。

近年、地震をはじめ多くの自然災害が発生しております。このような大規模災害発災

直後の超急性期には、災害現場近くの医療機関に多くの負傷者が殺到することが想定されております。このような初期医療救護活動の混乱を最小限にとどめ、災害拠点病院が重症者の治療に集中できるようにするため、「東京都地域防災計画及び災害時医療救護活動ガイドライン」では、区市町村が災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置運営すると定められております。

これを受け、公立福生病院構成市町の各地域防災計画では、公立福生病院に緊急医療救護所を設置すると定めております。

東京都は、東日本大震災を教訓に都内13の二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、西多摩保健医療圏には、各公立病院を核に3つのブロックに分け、そのうち福生市、羽村市、瑞穂町を福生ブロックとしております。

さらに、医療救護活動に必要な情報を集約、一元化し、迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、西多摩保健医療圏には、青梅市立総合病院副院長兼救命救急センター長が東京都地域災害医療コーディネーターとして配置され、さらに、福生ブロックには公立福生病院副院長が区市町村災害医療コーディネーターとして配置され、いつ発生するか分からない大規模災害に備え、今回、訓練を実施したものでございます。

次に、2点目の「訓練の内容はどのようなものだったのか」ですが、訓練は総勢78名、うち公立福生病院職員は49名を参加させ、主に5つの項目について実施をいたしました。

まず、一つ目の開設訓練では、午後1時30分、立川断層帯を震源とする震度6弱の地震が発生したとの想定で、福生病院立体駐車場1階に緊急医療救護所を、また、病院正面玄関前にはトリアージエリアを構成市町と病院が保有し、平常時より病院の備蓄倉庫にある資機材を用い開設を行いました。

二つ目の通信訓練は、構成市町での要救護者を公立福生病院に搬送する旨を、東京都防災行政無線を用いて連絡をいたしました。

三つ目の搬送訓練は、被災した7例の要救護者を構成市町職員が車両を用いて病院に搬送し、四つ目のトリアージ訓練では、搬送された要救護者を病院職員が重症者は院内に、軽症者は緊急医療救護所に振り分けました。

五つ目の医療訓練では、トリアージエリアで緊急医療救護所に振り分けられた軽症者に、まず検温を実施し、発熱の有無を確認しました。

次に、発熱者と非発熱者に分けた待合所で待機の後、医師会医師に診察をしていただき、腕をガラス片で切ってしまったという想定 of 要救護者は、院内での縫合の判断をいたしました。

また、東日本大震災でも課題の一つになった糖尿病を有し、被災し、薬を紛失してしまったという想定 of 要救護者には、地元の薬剤師会の薬剤師と当院薬剤師が協力し、薬を調剤するなど発災直後の緊急医療救護所の開設から要救護者への処置までの一連の流れの対応訓練を実施いたしました。

続きまして、ご質問の第3点目、「訓練の中で気づいたことや参加者からの意見はどのようなものがあったか」とのお尋ねでございますが、今回、構成市町、病院合同での初の訓練ということもあり、様々な意見が実際にございました。

現在、構成市町で、今回、幹事市の福生市において集計中ですが、訓練後、当院の参加者に実施したアンケートの主なものは、「必要な備品、資機材が十分であったか」との問いに対しては、半数以上の参加者が「いいえ」と答えており、「照明が暗い」「風対策や暖房が必要」などの意見がございました。

また、「役割分担の内容、配置数に課題があったか」との問いについても、半数以上の参加者が「はい」と答えており、トリアージエリアでの配置過多、逆に、要救護者の誘導人員の不足などの意見がございました。ただし、これについては、市町村災害医療コーディネーターの臨機応変な現場判断により、定期的な人員の再配置が指示されました。

「診察への案内はスムーズでしたか」の問いでは、「はい」「いいえ」が同数で、「はい」の意見では、「診察への流れはスムーズだった」、「いいえ」の意見では、「診察室が少なく、待ち時間が長かった」などの意見がございました。また、これについても、開始早々、市町村災害医療コーディネーター、DMAT（ディーマット）医師、構成市町職員が協力し、診察室を急遽増設する対応が図られました。

そのほかの自由意見としては、「これだけの規模で初めての訓練と考えれば、成功だと思う」「訓練に参加できてよかった」などの意見もございました。

最後に4点目、「今後、訓練はどのように実施されていくのか」とのご質問ですが、今回の訓練実施前の職員の様子を振り返りますと、多くの職員の中では、まだ体験したことのない問題の不安が先に来ておりました。しかしながら、過去の災害の状況から、誰もが被災をすることが想定され、残った職員で院内対応及び緊急医療救護所の設置、運営を支援しなければならないと考えられることから、訓練当日には、勤務に当たっていない49名を参加させました。

その結果、実際の訓練を体験し、多くの反省点がありますが、このように行動すればよいというヒントを得たのではないかと思います。

今回の訓練の最大の成果は、今まで経験したことがなかった訓練を経験できたこと、それによって多くの職員の中での課題の認識とその共有化が図れたこと、そして西多摩初の訓練を実施できたことで、公立病院、災害拠点病院として地域住民の生命を守るという社会的使命を、部分的ながら示すことができたのではないかと思います。

私自身も訓練に参加し、今回、構成市町、当院合同初の、また西多摩地域初の緊急医療救護所設置訓練を、構成市町首長、議員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、構成市町職員の皆様のご協力を得て実施できましたことに、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

今後、構成市町と緊密な連携を図り、訓練で得た貴重な課題を次の訓練に生かしてまいりますと考えております。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 4番秋山義徳議員。

○4番（秋山義徳君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。（3）についてから質問させていただきます。

ご答弁の中に、参加者の意見の中に、備品について、半数以上が不十分であったというような意見があったようなのですが、今後、備品についてはどのように充実させていく方向でお考えでしょうか。

○議長（大塚あかね君） 中岡事務長。

○事務長（中岡保彦君） それでは、私から備品についての再質問についてお答えをさせていただきます。

緊急医療救護所に必要とされる備品類については、体温計、血圧計、つい立て、毛布、ブルーシート、診察ベッド、LEDスタンドライトなど56品目の備品類を構成市町が購入し、あらかじめ当院敷地内に設置された備品倉庫に保管されております。当日は、さらにこれらに車椅子やストレッチャー、発電機、ヒーターなどの病院の備品を開設訓練の際に、備品倉庫や院内各所から搬出し、訓練を実施いたしました。

これらの備品類の検証につきましては、今後、西多摩保健医療圏、地域災害医療連携会議や福生ブロック会議で、今回の反省を踏まえ、その必要性を見極め、検討を行っていくとでございます。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 4番秋山議員。

○4番（秋山義徳君） ありがとうございます。

不十分であったという意見が今後ないような形でしっかりと、市町村、我々議会もしっかりと応援をさせていただきますので、ぜひその辺のほう、充実させていただきたいと思えます。

続きまして、4項目めの質問に移ります。

訓練の今後についてなんですが、災害というのはいつ起こるか分かりません。夜、休日など病院スタッフや自治体職員など人員がそろっていない時間帯に起こることもあると思えます。夜間、休日を想定したような訓練、夜とか休日にやる必要はないと思うんですが、それを想定した昼間に行くことは可能だと思うんですが、その辺のこういった訓練の実施について、考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大塚あかね君） 中岡事務長。

○事務長（中岡保彦君） それでは、夜間や休日を想定した訓練について、お答えをさせていただきます。

危機管理において最も重要なことは、最悪の事態を想定し、行動することと認識しております。議員ご指摘のように、最悪の状況を体験することが訓練の本来の目的であり、厳しい状況下でのとまどいや失敗を体験し、課題の改善を繰り返し目指すことが重要でございます。

次回、令和5年度の幹事市は羽村市と伺っておりますが、訓練を実施する際には、構成市町とも相談の上、議員からのご助言も参考にさせていただき、実施をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 4番秋山議員。

○4番（秋山義徳君） 本当に災害というのはいつ起こるか分かりません。我々自身も被災する可能性がございますので、我々議員もしっかりとその辺のサポートをさせていた

だきますので、次回羽村市ということで、我々も頑張っまいますので、これからどうぞ皆さんと協力しながら進めていきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第4、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） それでは、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、説明いたします。

本議案につきましては、未処分利益剰余金の処分についての議決並びに決算の認定を合わせてお認めいただこうとするものでございます。

まず初めに、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分につきましては、令和3年度の決算において生じた8億6,736万9,564円の未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき本議会の議決をいただき、4,400万円を減債積立基金に、残りの8億2,336万9,564円を建設改良積立金に処分しようとするものでございます。

次に、決算の認定につきましては、令和3年度の決算がまとまりましたので、本議会で認定をお願いするものでございます。

決算の概況といたしましては、患者の状況は、入院が延べ6万3,575人、前年度比2,342人、率にして3.6%の減でございまして、外来が延べ16万5,968人で、前年度比1万2,344人、率にして8.0%の増となっております。

収益的収入及び支出は、収入の病院事業収益が112億7,992万8,839円、支出の病院事業費用が88億6,265万1,337円となりましたので、24億1,727万7,502円の純利益となっております。

資本的収入及び支出は、構成市町からの負担金・補助金を主なものとする収入が6億8,352万1,000円で、企業債の償還を主なものとする支出が9億8,838万6,689円であり、3億486万5,689円の不足分が生じておりますが、この不足分は損益勘定留保資金等で補填しております。

なお、細部につきましては、経営企画課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定並びにご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（大塚あかね君） ありがとうございました。

経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての細部につきまして、説明いたします。

令和3年度福生病院企業団病院決算書の2ページ、3ページをお開きください。

1の決算報告書、令和3年度福生病院企業団病院事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入の部から説明いたします。

第1款、病院事業収益でございますが、決算額は113億324万8,293円で、予算対比10億9,381万9,293円の増となりました。備考欄の括弧内は仮受消費税で、検診事業、個室料、文書料などの自由診療分に係る消費税でございます。

病院事業収益の内訳でございますが、第1項の医業収益は、決算額64億9,655万358円、第2項の医業外収益は、決算額48億373万5,304円で、ここには新型コロナウイルス感染症に係る補助金として33億1,175万7,860円が含まれてございます。第3項の特別利益は、296万2,631円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款、病院事業費用でございますが、決算額は88億8,412万168円、不用額13億2,530万8,832円となりました。備考欄の括弧内は、仮払消費税で、材料費や医事、清掃、給食などの業務委託経費などに係る消費税でございます。

病院事業費用の内訳でございますが、第1項の企業団管理費は、決算額2,992万4,389円、第2項の医業費用は、決算額85億8,201万626円、第3項の医業外費用は、決算額2億6,659万5,783円、第4項の特別損失は、決算額558万9,370円、第5項の予備費につきましては、決算額ゼロ円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出における収入の第1款、資本的収入でございますが、決算額6億8,352万1,000円で、予算対比3,919万9,000円の減となりました。これは主に、医療機器等の更新に際し、補助金を活用したことに伴う企業債の減少によるものでございます。

資本的収入の内訳でございますが、第1項の企業債は、決算額2億6,061万2,000円、第2項の他会計補助金は、決算額1億6,387万4,000円、第3項の都補助金は、決算額8,636万8,000円、第4項の他会計負担金は、決算額1億7,241万5,000円、第5項の固定資産売却収入は、決算額ゼロ円、第6項のその他投資返還金は、決算額25万2,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

支出の第1款、資本的支出は、決算額9億8,838万6,689円で、不用額3,371万5,311円となりました。

資本的支出の内訳でございますが、第1項の建設改良費は、決算額3億1,567万7,065円、第2項の企業債償還金は、決算額6億7,250万8,124円、第3項のその他投資は、決算額20万1,500円でございます。

なお、支出欄の枠外に記載してございます資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億486万5,689円につきましては、損益勘定留保資金等で補填をしております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

2の財務諸表でございます。ここからは、消費税抜きの金額表示となります。

まず、(1) 令和3年度福生病院企業団病院事業損益計算書でございます。

1の医業収益の合計額は64億7,750万1,295円でございます。ここから2-1、企業団管理費の合計2,989万6,695円と、2-2、医業費用の合計額83億5,380万423円を差し引いたものが、2-2の医業費用の一番下の行の医業損失で19億619万5,823円となりました。

次に、3の医業外収益の合計額は47億9,952万2,527円でございます。

次の4の医業外費用の合計額は4億7,380万4,916円でございます。

3の医業外収益から4の医業外費用を差し引いたものが、右下2番目の43億2,571万7,611円となり、先ほどの医業損失と相殺しますと、6ページ一番下の経常利益は24億1,952万1,788円となりました。

次の7ページをご覧ください。

5の特別利益の合計額は、290万5,017円でございます。

6の特別損失の合計額は、514万9,303円でございます。

特別利益から特別損失を差し引いた額は、マイナス224万4,286円となり、損益計算書上の全ての収益から費用を差し引いた当年度純利益は、24億1,727万7,502円となりました。この純利益につきましては、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症に係る補助金の33億1,175万7,860円が大きな要因となっております。

前年度繰越欠損金は、14億6,252万3,618円でございます。

その他未処分利益剰余金変動額は、マイナス8,738万4,320円でございます。

これらを相殺した当年度未処分利益剰余金は、8億6,736万9,564円となりました。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

(2) 令和3年度福生病院企業団病院事業剰余金計算書でございます。こちらは、資本金、剰余金が令和3年度にどのように変動したかを表したもので、こちらにつきましては、後ほどご覧いただきたく存じます。

続きまして、10ページをお開きください。

こちらが今回、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分について、ご審議いただく令和3年度福生病院企業団病院事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

未処分利益剰余金の当年度末残高は8億6,736万9,564円でございます。議会の議決による処分額として同額の8億6,736万9,564円をマイナス計上し、その内訳は減債積立金にマイナス4,400万円、利益積立金にゼロ円、建設改良積立金にマイナス8億2,336万9,564円と計上し、処分後の残高をゼロ円とするものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

(4) 令和3年度福生病院企業団病院事業貸借対照表でございます。説明は一番右側の数字のみとさせていただきます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産の合計額は、86億8,561万3,492円でございます。

2の流動資産の合計は、49億5,905万282円。

3の繰延資産は、ゼロ円でございます。

一番下の資産合計は、136億4,466万3,774円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

負債の部でございますが、4の固定負債の合計額は、67億8,902万1,239円でございます。

5の流動負債の合計は、13億4,696万2,088円でございます。

6の繰延収益の合計は、2億9,137万2,808円でございます。

一番下の負債合計は、84億2,735万6,135円となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

資本の部でございますが、7の資本金の合計額は、42億615万3,374円でございます。

8の剰余金の合計額は、10億1,115万4,265円でございます。

7の資本金と8の剰余金の合計の資本合計は52億1,730万7,639円で、さらに、負債の部を加えた負債資本合計は、136億4,466万3,774円となります。こちらは、先ほど説明いたしました資産の部の資産合計と一致いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

ここからは、財務諸表附属書類でございます。

(5)のア、令和3年度福生病院企業団病院事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、23億8,098万5,987円、2の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2億8,692万8,650円、3の財務活動によるキャッシュ・フローは1,076万876円で、令和3年度中の資金増加額は、21億481万8,213円でございます。令和3年度の資金期首残高は11億3,417万1,613円ございましたので、令和3年度中の資金増加額を加えた資金期末残高は、32億3,898万9,826円となりました。

次の15ページから17ページまでは収益費用明細書、18ページは資本的収支明細書、20ページ、21ページは固定資産明細書と企業債明細書、23ページ以降は附属資料の事業報告書となりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって、提出理由の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は午後2時10分からといたします。

午後2時01分 休憩

---

（監査委員 渡辺 晃君入場）

午後2時10分 再開

○議長（大塚あかね君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、令和3年度福生病院企業団病院事業決算審査の報告を求めます。渡辺晃監

査委員。

○監査委員（渡辺 晃君） 令和3年度福生病院企業団病院事業決算審査結果について、ご報告申し上げます。金額については万円単位とさせていただきます。

去る8月24日、公立福生病院2階大会議場において、下野監査委員とともに、事務長及び経営企画課職員立会いの下、審査を実施いたしました。

審査に付された決算書、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数に誤りもなく、適正に表示しているものと認めました。

また、予算執行は、おおむね適正であることを認めました。

業務実績では、入院患者数及び病床稼働率が4年連続で前年度を下回っております。単年度の経常収支は、24億1,727万円の純利益となりました。その最大の要因は令和2年度に引き続き感染症に係る補助金の受領であります。

資金収支では、収入の根幹である業務活動は当年度純利益が計上されたことから、年度末の資金残高が32億3,898万円となり、対前年度比21億481万円の増となりました。

コロナ収束の出口はまだまだ見えませんが、感染症に係る補助金を有効活用し、今後の職場環境を整備し、有能な人材確保に励んでいただきたい。と同時に、地域住民の健康維持のため、病院事業を継続させるのに建屋修繕等の対策は優先的に取り組むべき事項となるため、前向きな検討を開始することを要望いたします。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、資金不足比率の審査を行いました。令和3年度福生病院企業団病院事業の決算において、資金の不足額はありませんでした。

これにて審査結果の報告を終わります。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして決算審査の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） こちらの決算書の16ページの支出、病院事業費用の医業費用の給与費45億3,487万8,921円、これにつきましては、前年度比6,190万4,172円の減ということになっておりますけれども、事業報告書や監査委員の審査意見書等で職員数の減少ということについて触れてあり、事業報告書29ページは職員の増減が記載されておりました。減少は一時的なものであったのか、継続的なものであるのか、コロナ対応の影響であったのかなど、その要因も含め、どのような状況でこのような決算に至ったのかを確認させていただきたいと思っております。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 今回、給与費が大きく減った要因でございますが、比較的経験の長い看護師が年度の早い時期に退職されたことによるもので、一時的なものと考えてございます。以上でございます。

○7番（堀 雄一郎君） 結構です。

○議長（大塚あかね君） よろしいですか。

○7番（堀 雄一郎君） はい。

○議長（大塚あかね君） ほかにございませんか。

(質疑なし)

○議長(大塚あかね君) では、これもちまして質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての件につきまして、討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) 討論なしと認めます。これもちまして討論を終了いたします。

これより、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決並びに認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決並びに認定されました。

---

○議長(大塚あかね君) 次に、日程第5、議案第5号、福生病院企業団病院事業の剰余金の処分等に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長(松山 健君) それでは、議案第5号、福生病院企業団病院事業の剰余金の処分等に関する条例につきましてご説明いたします。

本案は、平成24年度に地方公営企業法の一部改正があり、地方公営企業のさらなる経済性の発揮のため、また、地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、地方公営企業会計に係る資本制度等の見直しが行われました。

主な改正内容は、当該年度に生じた利益の積立て義務が廃止され、利益の処分を行う場合には、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないとされたものです。

当院では、法の改正時に45億7,258万8,836円もの累積欠損金を抱えており、利益の処分をすることが難しいと判断していましたので、利益が生じた場合には、条例によらず、議会の議決を経て処分することを選択しておりました。

先ほど、議案第4号、令和3年度福生病院企業団病院事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてで説明したものがこれに当たります。

しかしながら、令和2年度から引き続き、国、東京都などからの新型コロナウイルス感染症に係る補助金を受けられたことなどで黒字決算が続き、累積欠損金が全て解消されたことから、令和4年度以降は、剰余金の処分について円滑に進めるために、改めて条例を制定させていただこうとするものでございます。

なお、条例によって処分いたしました額等につきましては、毎年度の決算書によりご報告させていただく予定でございます。

また、細部につきましては、経営企画課長から説明させますので、よろしくご審議を

賜りまして、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、議案第5号、福生病院企業団病院事業の剰余金の処分等に関する条例の細部につきまして説明いたします。

資料の議案、4ページをお開きください。

本条例は、全5条で構成されております。

第1条は、本条例の趣旨を規定するものでございます。

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、福生病院企業団病院事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条は、利益処分の方法及び積立金の取崩しについてでございます。

第1項の前段では、地方公営企業法第32条第1項の規定において、「毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金を埋めなければならない」とされておりますので、この法の定めにより欠損金を埋めることを定め、後段では、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない額を減債積立金に積み立て、残りの額を利益積立金または建設改良積立金に積み立てると定めております。

第2項では、積み立てた積立金についての用途を定めており、第1号の減債積立金は企業債の償還に充てる目的、第2号の利益積立金は欠損金を埋める目的、第3号の建設改良積立金は建設改良工事に充てる目的と定めております。

第3項は、積立金を取り崩さざるを得ない状況になった場合には、議会の議決を経て、目的以外の用途に使用できると定めております。

第3条は、資本剰余金についてでございますが、まず、資本剰余金とは、当院の場合ですと、病院用地、植木などの非償却資産に対して受けた国・東京都・構成市町からの補助金収入を整理する科目でございます。

第1項では、資本剰余金は、源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならないとし、現在、当院では、受贈財産評価額、国庫補助金、都補助金、その他資本剰余金の4つの科目を設定してございます。

第4条は、欠損金の処理についてでございます。地方公営企業法第32条の2の規定において、「毎事業年度欠損が生じた場合において、全事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めなければならない」とされておりますので、この法の定めにより、利益積立金をもって欠損金を埋めることを定めております。

第2項では、利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとしております。ただし書につきましては、第2条第2項に規定する積立金をもって埋め、なお残高があるときは、議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めできると定めております。

第5条は、委任規定でございまして、本条例の施行について必要な事項を規程で定めようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） この条例につきましては、令和3年度は剰余金の処分を減債積立金の積立てと、建設改良積立金の積立てに充てられていますが、条例を見ますと、もうかなりきちんと方向性とか方針みたいなものまで含まれているようにも見えるんですけども、この条例制定後は決算で報告をされるという形になってくるということでしたけれども、この剰余金の処分の方針みたいなものは、今後どうなるのか。何かお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 剰余金の処分につきましては、利益が生じていないときには積み立てることができません。また、利益が生じた場合でも、その生じた未処分利益剰余金の額が上限額となります。したがって、今、何に幾ら積み立てるということを計画的に行うことは非常に難しいものでございますので、今後作成する経営強化プランなどを踏まえまして処分していく予定でございます。以上でございます。

○7番（堀 雄一郎君） 結構です。

○議長（大塚あかね君） ほかにありませんか。2番森議員。

○2番（森 亘君） 1点伺います。

剰余金が発生した場合には、減債積立と利益積立、建設改良積立とあるんですが、一般的に、もうちょっと柔軟性を確保するために、例えば、今回、西多摩で初めて緊急医療救護所の訓練をしました。そのときに必要な備品とか、こういうのが必要じゃないかとか、または、新たな機器の購入とか、そういったものを考えた場合に、また、DXとか、それから、電子カルテも替えていかなければいけない時代が来るかもしれません。そういったことを考えた場合に、柔軟性のある条文、それを入れたほうがよかったのではないかと思ったのですが、これで大丈夫なんでしょうか。この点について伺います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） この条例の設置に当たりましては、平成24年度に地方公営企業法の制度の改正がありまして、そちらの旧法が基になっております。この減債積立金、利益積立金、建設積立金の項目につきましては、旧法で定められているものでございます。

議員のご指摘等もございましたので、もし、科目の設置が必要であれば、その科目は追加することとなると思いますが、現状では、この3つに限らせていただいております。

以上でございます。

○2番（森 亘君） はい、分かりました。

○議長（大塚あかね君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終了いたします。  
これより討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これもちまして討論を終了いたします。  
これより、議案第5号、福生病院企業団病院事業の余剰金の処分等に関する条例の件  
を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いた  
しました。

---

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第6、議案第6号、福生病院企業団職員の育児休業  
等に関する一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） では、御説明いたします。

「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」の一部改正に伴  
い、育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の  
整備に関する措置を条文化するなど、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出い  
たします。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚あかね君） 庶務課長。

○庶務課長（荻島一志君） それでは、日程第6、議案第6号、福生病院企業団職員の育  
児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改正点につきまして具体的な内容を申し上げますと、休暇の対象期間を拡大す  
るとともに、育児休業の取得回数制限の緩和等に関する規定、その他関係する非常勤職  
員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する内容となっております。

また、この改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層推進する  
ため、育児休業が取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を明記するものとなってお  
ります。

それでは、議案第6号の6ページから8ページには、ただいまご説明させていただきました  
福生病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正部分  
となっております。

それでは、別紙にて条例の改正部分の詳細についてご説明をさせていただきます。

別紙で表紙に、令和4年第2回福生病院企業団議会定例会議案資料というものがあ  
りまして、新旧対照表が付いていると思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号、福生病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例の新旧対照表の資料、こちらで改正点についてご説明させていただきたいと思

います。

まず、1ページ目をご覧ください。

まず、新旧対照表中、第2条についてでございますが、育児休業等については、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を条例に定めることとなっており、第2条では、育児休業をすることができない職員を規定しております。条文の構成といたしましては、育児休業をすることができる非常勤職員を、現行では第2条第1項のアからエに規定し、これに当てはまらない者が育児休業をすることができない非常勤職員として規定する形となっております。

アの（ア）を削除しておりますのは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、1年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものでございます。

続いて、1ページ右側のイ、改正後は左の（ア）となる部分の改正についてでございますけれども、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間に育児休業を取得する非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和しようとするものです。

続きまして、イの改正につきましては、1ページの後段から2ページの前段になりますが、文言の整理をするものとなっております。

続いて、2ページ中段下から4ページ前段にわたっております第2条の3の改正は、子が1歳となった日以降に育児休業を取得する非常勤職員が、育児休業を柔軟に取得できるよう、子が1歳以上1歳6か月未満の期間に、夫婦が交代で育児休業を取得できるようにするものとなっております。

続きまして、4ページ上段下に当たります第2条の4の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間について、子が1歳6か月から2歳に達する日までの間に、夫婦が交代で育児休業を取得できるようにするものとなっております。

続きまして、5ページ右側上段、第2条の5を削除し、同じく5ページ左側の下に第3条の2を追加する改正につきましては、法改正に伴う条文の整理をするものとなっております。

そして、5ページ右側中段にあります第3条第5号では、現行では、同一の子について、原則1回としている育児休業の取得回数が緩和され、特別な事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書により申し出る仕組みを削除するものとなっております。

さらにその下、5ページの右側、第3条第7号では、5ページ上段の第2条の文を削除したことに伴う文言整理を行い、第6号に整理するものとなっております。

さらに、5ページ右側、第3条第8号を削除し、5ページ左側、第7号を追加する改正は、任期の定めのある職員について、任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をしている場合、引き続いて任用されることに伴い、引き続いての任用の日を育児休業の初日として、再度の育児休業をしようとする場合は、3回目の育児休業の取得を可能にしようとするものです。

続いて、5ページの後段、6ページにかけての第6条は、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和し、1年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものとなっております。

次に、6 ページ、第 10 条第 1 項は、妊娠、出産等を申し出た職員に対して個別の周知、意向確認するための措置を講じることを義務付けようとするものです。

第 2 項は、妊娠、出産等を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないよう規定するものです。

第 11 条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、第 1 号が職員に対する育児休業にかかる研修の実施、第 2 号が育児休業に関する相談体制の整備、第 3 号がその他育児休業にかかる勤務環境の整備に関する措置でございます。

最後に附則についてでございますが、7 ページ後段をご覧ください。

附則第 1 項は、施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

附則第 2 項は、経過措置を定めており、この条例の施行日時点で既に育児休業の承認を受けている者は、改正後の条例の規定により育児休業の承認を受けたものとみなすというものであります。

以上をもちまして、議案第 6 号の細部説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号、福生病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第 7、諸報告を行います。

諸報告 1、令和 3 年度福生病院企業団病院事業会計資金不足比率については、議員の皆様へ配付してあります諸報告をもって、企業長側からの報告に代えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承下さい。

---

○議長（大塚あかね君） 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 4 年第 2 回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 37 分 閉会  
地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 8 日

福生病院企業団議会議長 大塚あかね

福生病院企業団議会議員 山崎 貴裕

福生病院企業団議会議員 榎本 義輝